

79-443

社會的衛生

體質改良論

東京帝國大學
醫科大學教授
醫學博士
大澤謙二著

東京大阪

開成館藏版

明治
37 10 6
內交

社會的
衛生的
體質改良論目次

緒論

社會的衛生……………一
結核の防禦法如何……………二
人口過殖に對する方法如何……………三
國勢頂點に達すれば體質次第に惡變す……………九
酒の害毒……………一

本論

生理的交接……………一七
交接不適者……………一七

生殖不適者……………一七

色慾……………一九

交接慾……………一九

受精……………一九

生殖慾……………二〇

交接慾の起源……………二一

動物の葦尾期及びその利益……………二二

人類には交接の季節なし……………二三

交接不適……………二六

幼齡者の交接は害あり……………二六

老者亦然り……………二七

女子の交接に適せざる時期……………二七

交接を禁すべき疾病……………二八

微毒と結核と……………二九

癩病……………三〇

肺結核の危険……………三〇

麻疹の瘁猛……………三一

生殖不適……………三六

健康児を擧ぐるには完全なる胚種を要す……………三七

胚種不良の影響……………三七

幼老は生殖に適せず……………三九

不妊症畸形及び發育不全の原因……………四〇

微毒及び酒精中毒者は生殖に適せず……………四一

その他の不適者……………四二

母體の影響……………四三

救濟策……………四六

教示の效力……………四七

法律の必要……………四八

法の適用及び創設……………四八

女子は生殖上男子よりも多大の關係あり……………四九

自由愛戀論……………五一

婦を尊重すべし……………五二

避妊を要する場合……………五二

發育不全者が兒に與ふる害……………五四

人工榮養は母子兩者を害す……………五五

先天性不全の遺傳豫防法……………五八

交叉結婚の效力……………五八

結核患者の結婚を禁ずるの困難……………五九

酒精中毒者の婚姻を禁ずべし……………六〇

文明國における花柳病蔓延の狀況……………六一

兵士と花柳病……………六三

花柳病は日本の家庭に深く侵入せり……………六五

伯林大學生と花柳病……………六七

花柳病者の結婚を禁ずべし……………六九

法律實施期までの父母の心得……………七〇

結論

體質改良は自然淘汰に放任すべからず……………七二

體力増加は國勢發展の一大要素なり……………七四

體力の増進は經濟上の利益なり……………七四
米國の禁令は完全ならず……………七八

餘論

サツクの用法……………七九

社會的體質改良論目次終

社會的體質改良論

醫學博士 大澤謙二著

緒論

社會的衛生

從來衛生學は、主として衣食住及び微菌と個體との關係を科學的に研究したれども、最早今日はこれのみにて満足すべきにあらず、個體が生活し居る社會なるものの影響をも併せて考究すべきなり。即ち從來の理學的、生物學的方法の他に、統計的、經濟的及び人類學的研究を加へ

結核の防禦
法如何

ざるべからず。例へば、醫事統計に由つて、結核が最も大いなる損害を與ふるものなることを知りたるときは、これに對する最良の方法を考究すると同時に、經濟の狀態が、その施行を許すや否やを考へざるべからず。目下歐洲にて、この病の防禦法の一として施行せらるゝは、患者療養所を設けて、これに罹れる貧民を救療することなり。獨逸の如きは一昨年の始には、この救療所の數五十七箇所と、他に建設中のもの二十五箇所とありて、實に盛なりと謂ふべけれども、こゝに收容し得たる者の數は、この病に斃るゝ者の百分

人口過殖に
對する方法
如何

の一にも達せず。わが邦の富力、これに倣ふことを許すや否やは疑問なり。然るに同國衛生局のエンゲルマン氏が調査したる所にては、就業し得る者として退所せしめし者が、四年を経る間に、その四分の三は或は死亡し或は就職する能はざる狀態に陥りたり。且つ元來療養所は成るべく好成绩を示さんが爲に、初期輕症の者を多く入所せしめたることをも思へば、この制度の採用は熟考を要することならん。又人口次第に増殖して、土地の面積と人口との比例、ますます不良となり、土地より收穫する物質にて、その需要を

充すこと能はざるに至れば、人民の體質不良となりて、總
 死亡數は勿論、小兒の死亡數殊に大となり、且つ時々饑饉
 に遭ふことありて、米作僅に一割を減ずれば、忽ち數千萬
 圓の外國米の輸入を要するが如き狀況なるには、これに
 對する方法をも考へざるべからず。或は耕作法を改良
 すべきか。若し改良もさしたる增收なしとせば、鑛業を奨
 勵すべきか。水産を催進すべきか。これまた大なる望を屬
 するを得ずと判定すれば、工業を促すべきか。又その製作
 品の販路を求むるには、武力のこれに伴ふを要するもの
 なるが、その狀況果して如何。これらの方法も未だ以て

人口増殖の衛生的關係を改良するに足らずと思惟する
 ときは、更に進んで移民又は殖民の政策を採らざるべか
 らず。然るに移民は概ね壯年者なり。單にその生産力
 を失ふのみならず、携へ去る財産も少からず。且つその出
 生より移住し得べき年齢に至る間に、衣食住、教育に費し
 たる費用も莫大にして、これらを精算するときは、移住者
 一人の爲に失ふところは驚くべき巨額ならん。加之、移民
 が二代、三代に至るときは、次第に民族性を失うて、母國と
 の關係は終に全く消滅するに至るべし。されば、これは
 不得策として、殖民政策を採らんか。これまた武力の如何

に伴うて消長すべきものにあらずや。かやうに論じ來りて、他に方法のなきときは、人口の過殖を制限せざるべからず。この場合には、佛國におけるが如き二兒制を採用すべきか、又は近時の學者が唱道するが如き人工淘汰法を行ふべきかは、深く考ふべき點にして、この人工淘汰法は、牧畜家の多年の經驗に據つて、その有效なること疑なけれども、これを人類に施して、心身の強健なる者のみに結婚を許すが如き、個人の自由に深く立入ることが實際に行はるべきか、篤と熟考すべき問題ならん。ネツケ氏が『許婚者の醫師的検査』と題せる著書の中に、米國ダコタ州

にては醫師が心身に異狀なきことを證明せし後にあらざれば、結婚を許さざる法律を定めたりとあり。米國の如き自由國がこれを実施せるは、一見奇なるが如くなれども、改良に熱心なる一徴として見るべきものならん。後日或は婚嫁不適者に去勢術を施して、世界を驚かすことの必しも無しとは、言ひ難からん。又、人類學は如何といふに、人類過去の狀態、古今の變遷を明にするは、この學の一部分なり。そもく、古代の人民は概ね狩獵に依つて衣食したりき。而して獵民に必要な性質は五官の鋭敏なること、觀察力、聯合力に富むこと、

動作の敏捷なること、勇氣、決斷に乏しからざること等に
 して、これらの性質を具備する者は食を得ること容易に、
 子孫もまた自ら繁榮す。その人口増殖して一定の度を超
 ゆるに至れば、獵區に不足を來し、随つておのれこれを占
 めんが爲には、他種族と戦争せざるを得ず。而して優勝劣
 敗の結果として、生存せるものの體質は完全となるべし。
 饑饉の如き凶變に遇ふときも、また同じ。然るに、文明の
 民に至りては、これに處する法を知るが故に、かくの如き
 自然淘汰は行はれ難く、體質は次第に悪變す。
 これを歴史に徴するに、勃興すべき民族は、愛國心強固に

國勢頂點に
 達すれば體
 質次第に惡
 變す

して、公共心富饒なれども、その勢力頂點に達して、富の度
 は富士山の巔も及ばず、奴隸の數は河海の砂礫にも勝る
 に至れば、漸次怠惰の性を發生し來りて、労働は奴隸に一
 任し、おのれは酒色に浸淫して、甚しきは、妻を迎へ、家を作
 すことをさへも厭ふに至る。况や子弟の教育を顧るをや。
 その結果、風俗は敗頽し、體質は悪變し、人口は次第に減少
 して、その驚いてこれを救はんときは、いかにせん、
 既に遅し。かのツエーザルは産兒に懸賞し、アウグスト
 ス及びハドリアンも、これを反復施行せしかど、終に羅馬
 の滅亡を防ぐことを得ざりき。その他の印度、希臘の如き

文明國が、また皆比較的野蠻なる民族に滅されしは、皆その轍を同じうす。人類學的の研究、豈衛生に縁なしと謂ふべけんや。

以上は社會的衛生の範圍を概述せしに過ぎず。その評論の如きは、素より予の企て及ぶところにあらず。

目下、歐洲にて、社會的衛生の三大問題として、盛に論議せらるゝは、酒精、結核及び花柳病なれども、その詳細を述ぶるは他日に譲り、直に進んで本題に入らんとす。但し、酒の害毒に就いては、去る二十九年、大日本私立衛生會十四次總會にて『酒と阿片』と題して述べしことあれば、左にそ

酒の害毒

の一節を抄録すべし。

「……………酒とは、酒精即ちアルコールを含有する飲料の總稱でありまして、酒の害はこの酒精にあるのです。醸造した酒には、酒精が割合に少い。これより蒸餾して得たもの、所謂焼酎竝にこれを原料として製した飲料には、酒精分が多い。それ故、一番悪いのは焼酎類であります。尋常の日本酒は酒精分が左程多くない。随つて害の度も甚しくはないが、葡萄酒は日本酒よりも少く、麥酒は葡萄酒よりも少い。酒精が少ければ少いだけ、害の度も少い。併し、どんな薄い酒でも、多量に飲めば、酒精

分も多くなるから、焼酎を飲んだのと同じ様に害になる。さて、その害の有様は如何といふに、自殺する者の多くは飲酒家である。私にはここに統計表を澤山持つて居りますが、今日は時間がないから、一々讀立てる譯には行かぬ。先づ自殺者百人の中十三人は、酒の爲であることを御承知下さい。尤も、これは男子の分で、女子は酒の爲に自殺することが割合に少い。これは普漏西で五年間の平均を取った数であります。白耳義和蘭、瑞典なども大抵似寄つた統計を持つて居ります。露西亞、佛蘭西などの如く酒精を飲むことの一層多い國では、こ

の割合が更に甚しいであります。それから、怪我を致して死する者が飲酒家に多い。また風俗を亂し、罪人を増すのも酒であります。獨逸の統計によりますと、風俗を害する者百人の中七十七人は、酒が基となつて居る。その他強姦者百人の中六十人、輕傷を負はせた者の六十三%、重傷の七十四%、故殺の四十六%、毆打して死に至らしめた者の六十三%は、酒の爲に、この罪を犯したのであります。また酒を飲む者は、病毒に抵抗する力が少いから、病氣に罹り易いばかりでなく、體質が弱いから、病勢が劇しい。特に熱性の病氣の時に甚しい。飲酒

家の肺炎などは、醫者泣かせてある。それから發狂する者が豪酒家に多い。

酒の害は、自身一代でなく、子々孫々に及ぶと謂つて宜しうございます。暴飲家の子には、やはり酒好が多い。統を引きます。必ずとは行かぬが大抵さうである。さうして身體が弱い。その子即ち孫になると、やはり飲酒家が多く、少しづつ、怒り易いといふ様に發狂の徴候が現れて參り、その子になると、今度は本統の氣違が出來ます。人を殺す者、泥坊をする者も、出來ます。五代、六代目には瘋癲、白痴の者が出來、最早子を作る力は消滅してしま

ふ。東京巢鴨病院長榊博士が段々調べられたところを聞きます。癡狂者の中には、酒客譫狂といつて、酒の爲に發狂した者が大分あります。日本酒でも過しますと、大いに害になることは、明であります。

酒が一家内の平和を打破する例は、皆さん御承知であります。夫婦間の愛情もこれが爲に破れ、子が親を尊び、親を愛する情もこれが爲に薄くなる場合が澤山あります。女房の衣服も、兒どもの食物も皆酒となつて、親の腹中に入つてしまふことが稀でない。さて、かうなると、女房子から苦情が出て、親爺は面白くないから、憂

の玉箒をますく用ゐる終に一家離散して、國家の厄
 介となるに至るのである。普漏西の或る代議士が貧乏
 の場合の十中の九までは酒が基であると言ひ、英國の
 首相グラッドストンが酒の害は戦争と黒死病と饑饉
 とを合せたよりも大であると申したのも、決して誇張
 の言ではない。……」

本論

生理的交接

今、本論に入らんとするに、先づ不能と不適との別を立つ
 るの要あり。交接不能の者は、生殖不能なること勿論な
 れども、生殖不能者は必しも交接不能にあらず。

交接の爲に自己又は他の關係者に害を及ぼす者は、交
 接不適者なり。

關係者及び受孕の産生物に害を及ぼす者は、生殖不適
 者なり。

交接不適者

生殖不適者

男子は、受精の時の外、生殖に關係なきが故に、間接に女子及び産兒の運命に由つて影響を受くる場合の外、生殖の爲に害を受くることなし。交接不能の者は、また生殖不能なるが故に、本問題に關係なきは勿論なり。

また交接は爲し得れども、生殖に不能なるときは、生殖の爲に害を受くることなし。故に生殖不適論には關係なけれども、交接に適すや否やは問はざるべからず。かかる場合は屢あれども、普通は交接及び生殖を爲し得る者にして、これが爲に害を受くることなきかといふ問題の起るを常とす。

色慾

交接慾

受精

人類は諸形器の官能の完全なる營爲を要し、生殖器にても、また然りとす。かくして、始め不意識的に發動する慾情を、色慾といひ、その官能の終結したるときは、満足するものとす。交接器は生殖器の一部分にして、その官能を營み終へんとする慾を交接慾といふ。この作用は異性の兩體の肉交によりて完全に經過するものなれども、他の方法に依りても、この慾情を満足せしめ得るものにして、これを不自然的満足といふ。

交接の結果を受精と稱し、男女兩性の生殖細胞(胚種)が結合して、新生體を作爲することなり。然れども受精は必發

の現象にあらず。

受精は生殖の第一歩なり。新生體はこれが爲に設けられたる特殊の形器中にありて、次第に發育す。これを胎兒といふ。胎兒分娩したる後、この形器は常に復す。女は分娩後一定時間、兒に哺乳せしむべき者にして、これが爲にも特殊の形器を有せり。男子にもこの形器あれども、萎縮して用を爲さず。故に女子には男子には缺けたる生殖慾といふものあり。時として交接慾は僅少なるか、或は全く缺如するか又は交接を嫌忌するにも拘らず、生殖慾の極めて熾なる者あり。生殖器は各自固有の生産物なる精體

生殖慾

交接慾の起源

と卵子とを分泌する他に、所謂内分泌により一定の化學的物質を製造して、血中に移行せしむ。また無数の神経纖維に由りて、神経中樞に連繫す。交接慾は上記の物質が血中に入りて、腦に至ると同時に、恐らくは神経纖維よりも一定の興奮が來りて、これを發動せしむるものならん。その他、脊髓中にも中樞ありて、生殖腺よりこれを發動し、生殖の生理的機能を開始調節す。右の如く、交接の動機は生殖器より發生するものなれども、腦もまた始點となることあり。或る種の食品及び嗜好品は血液に伴はれ、腦に到りてこれを衝動することあり。

情事に關する談話、小説、觀念、追想も同一なり。特に五官に由りて腦に達する刺戟は有力にして、就中、耳目に依れるものを甚しとす。單に人類に限らず、鳥、蛙にも、歌曲は一の誘引力を有す。香氣もまた人、獸に同效を有す。高等の動物を観るに、生殖腺の産物は、一定の時期に成熟す。これを葦尾期といふ。榮養、溫度、妊娠期の長短、その他、不明の原因に由りて各種各異なれども、同一種屬にありては、一定の時日を隔てて反復す。この時に至れば交接慾勃興し、交接すれば概ね皆妊娠し、既に妊娠すれば雌は再び雄を近寄せず。この時期は數日にして終るものもあり。

動物の葦尾期及びその利益

人類には交接の季節なし

かくの如く、獸類の交接慾は生殖腺の働の高まりたる結果に過ぎず。その強度は身體の榮養とその力とに關係し、時を要すること極めて少し。而して雄の強き者は弱き者を驅逐するが故に、雌雄淘汰の效あり。色慾休止の間は、雌は發育保護の要務あれども、雄はその全力を、食を養り、敵を避くる用に供するを得、且つ兒の産出は氣温最良にして、食餌富饒なる季節にあるが故に、その利益極めて大なり。家畜に至りては、交尾の時期厳正ならず、牧畜家はこれを他の時期に移動するを得べし。人類に至りては、嚴正なる交接の季節は全く見るべから

ず。たゞ女子の月経はその殘影と認むべきものにして、月経期には屢卵の成熟すると經後色慾の亢進するとあり。その他、初度の經通が春期に多きと、冬期に分娩の多きとは、幾分か季節との關係を示すが如くなれども、祝事等もまた干つて力あるものなれば、この關係は判明ならず。その他は全く變化して、精體は何時も成熟し、卵の離落は必ずしも月経時に固著せず。交接妊孕、何時もこれを成就するを得べし。

獸類にては、生殖腺の機能の發達が色慾發動の主因なれども、人類にては、腦の働、その主となる。故に獸類には、腦を除去すとも、交接を爲し得るものあり。但し腦の無關係ならざること、は、前述の如く、歌曲の誘引力あるに徴して明なれども、こは生殖腺の刺戟ありての後のことなり。

人類は上記の刺戟、腦に達して、一旦情慾の發動するときは、時期の如何を問はず、直に肉慾を満足せしめざれば、已まず甚しきに至れば、既に妊孕して、最早生殖に適せざるにも拘らず、なほこれを行ひ、従つて兒の成長に適せざる時期にこれを娩出せしむることあるが如き、獸類に比して、甚しく不利益なる地位に立つものなり。然れども、腦の發達高度にして、智力他に勝れたれば、修養を高くし、克

己心を強くするときには、この弊害を免れ得ざるにあらず。

交接不適

幼齡者の交接は害あり

餘りに年少き者の交接は確に害あり。春情發動期女子十四五歳、男子十五六歳は生殖機能開始の時なれども、身體の成熟するは、男子二十四五歳、女子二十歳にあるが故に、これより以前に婚嫁すれば、大いに發育を害す。死亡數の多きは、その證なり。單に女子のみならず、男子にても、また然りとす。牧畜家が少き畜類を交尾せしめざるは、全くこれが爲なり。

老者亦然り

女子の交接に適應せざる時期

年老いて交接に適應せざる時期は、女子にては顯著なり。十四歳より四十八歳に至れば、生殖器、退行變形をなし、月經は閉止し、色慾は減退し、男子の近づくを好まず、或は交接の爲に苦痛を感じるに至る。男子にてはこの時期判然たらざれども、五十歳乃至五十五歳は交接を絶つべき時ならん。この年齢に至れば、上述の刺戟もその效力薄弱となり、交接を絶つとも甚しく苦痛を感じず。女子には、その他にも交接を絶つべき時期あり。月經、産褥及び授乳の時なり。産褥にある者は何人もこれに接せざるべしとは、普通の考なれども、その實は然らず。現に産

交接を禁ずべき疾病

後十餘日にして、受孕したりと思はるゝ者もあるなり。また授乳の期間に交接すれば、月經の開通を促し、乳腺の分泌を制止する憂あり、慎むべきなり。

妊娠中は交接を節減し、或は全く斷絶するを可しとす。初期にては流産を促し、末期にては種々不良の結果を來すべし。妊娠せる禽獸が雄牡に接せざることとは、前に述べたり。

自家及び他の關係者の爲に交接を絶つべき病氣は、榮養不良を伴へる慢性病重き急性病後の恢復期、心身過勞の後、強度の神經衰弱、ヒステリー、舞蹈病、癲癇、バセドー氏病

微毒と結核

の如き神經病、これなり。その他、重き心臟病及び血管硬變、慢性肺加答兒の如き局所病にも、これを慎むを可しとす。

慢性の皮膚病、潰瘍、臭氣ある呼氣の如きは、厭忌を起すべきなれども、對手に由りては然らざるもあるべし。

概して女子は、男子よりも害を受くること少し。

特に注意すべきは、結核、癩病、微毒及び疥癬病なり。これらの病あるものと交接するときは、これに傳染する處ありとす。

微毒と結核とは、潜顯の二種あり。顯出形にありては、病原毒は外皮または粘膜上にあり、或は病毒の内部より

癩病
肺結核の危険

粘膜に輸送し來るものありて、容易に傳染す。潜伏形にありては、病竈は身體の内部にあり。その病毒は血液または淋巴によりて身體の上表に來り、こゝに腫瘍潰瘍發疹を作為し、これに由つて他に感染す。病毒が内部に潜伏する間は他人に害なし。黴毒は陰部の粘膜に來るが故に、交接は殊に危険なり。但し口唇の粘膜より傳染するも稀ならず。癩病の病原菌は鼻腔の粘膜中に多く存在す。結核は生殖器の深處に潜在し、その外部にあるは稀なり。故に交接によりて、これを傳ふることも甚しからず。されども病原菌は咳嗽の際略啖と共に外に出で、または霧と

痲病の瘳猛

なりて室内の空氣及び塵埃に混入し、または他の排泄物に混じて他人に傳播する虞甚だ多し。故にこれらの患者と同居するは危険なりとす。痲病は眼、鼻、口、直腸、尿道及び女子の生殖管に占居し、これらの各所より他に傳染す。特に交接に由りて他人の生殖器に移轉するを多しとす。この病の最も患ふべきは、治愈の假面を呈することなり。諸症退却して、少しも苦痛を感じざるに至りても、病菌は粘膜の隅角や凹處に潜在し、血液輻湊し來りて、組織腫脹すれば、忽に突出し、繁殖す。以前この病に感染せし男子が、新婚旅行の間に、知らず識

らず、その新婦に害毒を及ぼすことあるは、これがためなり。土肥博士が嘗て國家醫學會における「痲病と家庭」といへる題の下に演説せられたる一節に、左の言あり。

「妙齡の新婦が結婚して、未だ數日ならざるに、卒然發熱し、顔面蒼白となり、身體疲勞して、その訴ふる所を聽けば、尿意頻數となり、尿道及び腔口より多量の膿漏あり。腰部若くは他の關節または筋肉中に疼痛を覺ゆと云ふ。嗚呼、清淨無垢の新婦は、今やその夫が結婚前における遊蕩の犠牲となり、痲菌は新鮮なる處女的培養基の上に移植せられ、猛然猖獗を逞しうし、僅に一箇月を

出でざるに子宮内膜炎を起し、喇叭管膿腫を作り、速に切開するにあらずんば、腹膜炎の爲に芳眼長へに閉ちて、花唇また動かざるに至ること、數日を出でざるべきなり。幸にして、一生を九死に救ひ得たりとも、病婦は長く暮中に呻吟し、數月の後に至りて僅に起つとも、嬋妍たる曩日の姿態はまた見るべからずして、憔悴枯槁、快活の氣性は何時しか變じて、憂鬱性となり、ヒステリー症を續發し、加ふるに、不妊症を醸し、家庭常に落莫として、春風また堂に入らざるの境遇に一生の不幸を啣つもの、世間往々これを見る。豈その例に乏しからんや。」

と。この演説中には、世人が痲病を輕微の病氣の如く思惟し、醫師もまた一般にこれを輕視するの弊害あること、痲病の世間に蔓延せること、及びその甚だ恐るべきものなることを詳述し、最後に左の一節を以てこれを結ばれたり。曰く、

「マグヌス氏は普漏西にて盲者に缺けたる生産力とそ
の養育に要する費用とを合算して、國民資産の損耗を
一箇年二千萬麻克と計算せり。而もこれ實に少數の盲
者の爲に生ずる損耗高のみ。若し夫れ血氣旺盛なる
青年期における學士、役人、商人、勞働者が痲病に因る休

業及び死亡の爲に生ずる國家生産力の損耗、兵士が痲
病に因りて失ふ戰鬥力、子宮痲病に由來する流産、早産
及び夭死、竝に不妊症の爲に人口繁殖の上に被る損害
等を算し來らば、その國民資産の損耗は實に鉅萬に上
るべく、而して痲病が社會の最上層より最下層に通じ
て蔓延する範圍の廣大なるだけ、その損害も多大なる
べし。乃ち知る、痲病の害はコレラ、ペスト、赤痢よりも更
に太だ怖るべきものあるを。これをしも、なほ罪なき粘
膜の加答兒として輕視すべしや否や。而して、この陰
險なる社會の勁敵に對し、その侮るべからざること

世人に告白し、且つこれを防禦するに要する武器をとり、自ら陣頭に進みてこれを剿滅する道を講ずるは、これ吾輩醫師の職務にして、實に個人を救ひ、家族を保護し、社會の健全なる發達を助けて、國家富強の基礎を作る方法の一端ならずや。

生殖不適

前にも言へる如く、受孕は男女の胚種の結合に由つて成就し、生殖はこれに由つて開始す。而して男はこの時より關係を絶ち、女は妊娠、出産、産尊、授乳の諸期を経ざるべからず。

健康兒を擧ぐるには完全なる胚種を要す

胚種不良の影響

らず。

女子は、男子と同じくその胚種に由つて子に影響を及ぼすの外、なほ全身の状態と胎兒を宿すべき部分との關係に由つて、これを左右す。故に母が子に及ぼす利害は二重なり。健全なる兒を得るには、完全なる精體と無缺なる卵子と強健なる母體とを要す。

母は父に反して、生殖に關係すること大なるが故に、この機能の爲に害を受くることあるは勿論、父の病患が子の媒介に由つて母に傳はることあり。

胚種の不良が出産兒に如何なる結果を及ぼすべきかに

就いては、吾人の知識不完全なり。然れども、一二確定せる事實にして、吾人が處すべき方法の指針となすべきものあり。

生兒の疾病または不全が胚種の不良に基くか、または妊娠中に母體より受けたる悪感作に由るかを判決するは、容易ならず。母が無病なるに、兒が父と同一なる病氣を有することあるは、この消息を傳ふるものならん。これ微毒に見るところとす。鉛の中毒も胚種に遺傳すといふ説あれど、未だ確實ならず。これに反して、父が大酒家なるときは、母にこの非行なくとも、兒に悪影響の及ぶことは、

幼老は生殖に
適せず

事實なり。その他、祖先傳來の悪性が、母に由らずして、父より傳はり得ることは、事實なるが如し。

年齢の少きに過ぎ、又は老い過ぎたるは、生殖に適せず。父の年齢が三十歳以上四十歳以下なるときは、その兒強健にして、二十五歳前及び四十歳後の子は薄弱なる者多く、五十歳以後に至りては、この害顯著なりとす。一八一二乃至一八一三年、少き佛人が徴兵を避けんとして、急に結婚せしことありしが、その結果甚だ不良なりきといふ。年老いたる婦人の卵巢及び卵を包圍する臙胞には種々の變化を生ず。この變化は既に四十歳に始まるものに

して、この時より後受孕は稀となり、流産は増加す。然れども、同時に子宮にも變化を生ずるが故に、果して胚種の不良なるが爲なりや否やは不明なり。

蜜尿病、結核病、萎黄病の如き慢性病の爲に、榮養の不良なる者、重症の急性病の恢復期にある者、放蕩または心身の過勞に由りて衰弱せる者にも、同一の關係ありて、精液中の精體を減じ、または全く缺如す。交接過度の後も同一なり。婦人の卵及びその臚胞も種々の病氣に由りて變化を受くることあり。

不妊症、畸形

不妊は、恐らくは、かゝる状態の爲に、卵または精子が生殖

及び發育不全の原因

微毒及び酒精中毒者は生殖に適せず

に適應せざるに原因すべし。但し胚種は未だ生殖に全く適應せざるにはあらざれども、その結合に由りて成りたる新身體は發育不全なりと考ふるを得べし。種々なる畸形及び發育の不全は、全くかくして説明し得べきなり。病毒の胎兒に移行することを確知せるは、微毒に過ぎず。母が無病なるに、父がこの病を有するとき、兒が同一の病に罹るは、その證なり。病原菌はその産出物に因つて、胎兒を害することあり。兒は未だ微毒の病原物には傳染せざれども、その産生せる毒物の爲に畸形、羸弱、死亡、流産に陥ることあり。結核及び癩病にありても、また然りとい

その他の不適者

ふ者あり。水銀及び鉛の如き金屬毒も同様なりといふ。但し未定なり。たゞ害毒の疑なきは酒精中毒とす。即ち微毒患者、酒精中毒者は疑なき生殖の不適者なり。多数の畸形及び不全はその起源不明なり。然れども屢遺傳に由ることあるは疑ふべからず。兔唇、狼咽、斜視、近眼、指趾、剩多、血病、痴呆、癲癩、ヒステリー等の如し。その他、生殖器の不全、就中、婦人におけるこの器の畸形、男子乳房の過大など、遺傳す。

これらの缺點ある者の多数が概ね生殖不能なるは、後生の幸福なるが、中には然らざるもあり。而して數代引續

母體の影響

きて現出せし悪性は、容易に消滅せざるを常とす。これらの缺點ある者が生殖に不適なるは、勿論なり。これが爲に胎兒が害を受くるは、胚種の不正なる性状に基づくくなり。胎兒はまた母體の悪しき性状の爲に害を被むることあり。而して胎兒が受けたる悪影響は更に母體に反動して、生殖の機能を害し、母體は爲に少からざる損害を受くることあり。

母の微毒は子に傳播し、また子宮の痲病は受精せる卵の發育を妨げ、またはその經過を異常ならしめ、或は流産を起さしむ。分娩の際も兒の眼に傳染して、大害を醸し、甚

しきは、その明を失はしむ。

結核は母より子に傳はること稀なれども、或は微菌の産生物に由り、或は血液その他の體汁の悪性に由り、いつれにしても母體の悪しき性質の爲に害を被るなり。

心臓、腎臓等の慢性病も胎兒に悪作用を及ぼし、生殖機能の經過を不良ならしむ。また骨盤の構成不良なる者は、分娩の際、母兒兩方を危からしむ。この類の危害は、一々枚舉すること能はず。その生殖に適すや否やは、各の場合に就いて醫師の判決すべきものとす。女子は、インファンチリスモスとして、發育不全なる者、少から

ず。インファンチリスモスといふ語は、發育不全にして、小兒の狀態に止まることを意味すれども、その實は必しも然らず。稀には過大の發育をなすことあり。故にこの名稱は適當ならず。或は身長の短きに過ぐるあり、或は細長き者あり、骨格の微細、頭蓋の矮小、左右不同及び異常の形狀、筋肉、脂肪の不備、後退せる細小の下顎、前進せる上顎、齒の過少にして乳齒に似たる者、その突出する者、排列不正なる者、形狀大小不揃の者、峻狭なる口蓋等なり。特に注目すべきは、骨盤、乳腺の如き、生殖附屬器の不全なることにして、乳房及び乳嘴の過小、陷没の如きは、一歲兒の死亡の

大原因となるものなり。かゝる不全症の原因は、不明なるもの少からず。遺傳や両親または祖先の病氣の爲に胚種の受けたる害や、先天性梅毒や他の傳染病が原因となることも、稀ならざるが如し。但し出産後に至りて、始めて發育不全を起すことも稀ならず。初年における榮養及び保育の不備、諸種の重病、就中チブテリア、猩紅熱、腸チブスの如き傳染病の爲に起るものなり。潜伏性結核の爲なるも、稀ならず。

救済策

教示の效力

交接に由つて生ずる弊害を防遏する方法は二あり。一は教示、一は法律なり。教示の有効なることは、酒精問題の證明するところなり。交接は酒精と同じく、一の嗜好なり。然れども、その需用は酒精に比して、一層高度にして、その禁止の如きは即ち人類の滅亡を意味するが故に行ふべからず。但し、女子における生殖官能の或る時期または一定の疾病ある者に限り、一定期間または終生これを禁すべきことあるは無論なり。僞聖的羞感を壓へ、臭物被蓋的習慣を破りて教示するときは、その效力決して些少にあらず。然れども、これのみ

法律の必要

にては充分に目的を達すること能はざるが故に、法律の力を藉らざるべからず。個人及び一家の権利に深く立入ることは、及ぶ限り避くべきことなれども、個人の被害、負傷及び死亡を防禦する爲には止むを得ざるなり。況や、個人が自らこれを防くべき方法を有せざる時において、をや。國家は未だ生れざる者をも保護する義務あり。これ、健全にして、強壯なる後繼者を得るは、國家の利益なればなり。

法の適用及び創設

この目的を達せんには、害を起せる者に、現行刑法を嚴重に適用し、適當の條項なきときは、これを新設し、なほ民法

女子は生殖上男子よりも大の關係あり

によりて、損害賠償の途を開き、且つ不適者の婚姻を禁ずべきなり。交接の爲に害を受くる者が、おのれ一人に止まるときは、法を適用するの限にあらす。例へば、重き心臓病、脈管硬變、生殖器の局所病等を有する者が、これを行ふときは、害を受くるは、當人のみに止まるが故に、たゞその愚を憫笑して可なり。

この害は男女共に受くれども、女子は生殖機能に大なる關係あるが故に、その度は一層甚しとす。メンシंगा氏曰く、婦人の生殖機能に干與する度合を男子に比すれば、

時においては七萬四千倍、量においては七百倍なり」と。
 身體の状態不良にして、到底交接に堪へざるべしと思は
 るゝ女子が、往々これを爲すことあり。而して、これ、その
 自由の意思に出づるものなるときは、他より干涉すべき
 にあらざれども、婚嫁せる女子にありては、夫婦の間の義
 務といふ觀念に制せられて、意志の自由を缺くことあり。
 故にかゝる場合には、男子は徳義を守り、苟も婦に害ある
 ことは、慎みて行ふべからず。上層の婦は、この害を受く
 ること割合に少し。これ必しも世俗の信ずるが如く、夫が
 他所の春に酔ふの便利あるが爲にあらず。婦の位置高け

自由愛戀論

ればなり。下流の者における夫の強制の甚しきは、短少時
 日に多數の出産あるに徴して知るべく、中には夫の迫害
 に堪へずして、警察官に訴へし者もありと聞けり。
 社會學の泰斗グンプロウィツ氏は「配偶及び自由愛戀」と
 題する著書にて、目今の如き婚姻の制度を廢し、これに代
 ふるに自由愛戀を以てすべし。女子が獨立自營の道を得
 て、男子の保護を要せざるに至れば、この事必ず成就すべ
 しと言へり。この論は、女子の位置を高め、社會の幸福を
 増進する目的に出でたるものにして、その詳細はこゝに
 述ぶる暇なしと雖も、歐洲にてさへ、男子の壓制に慊焉た

婦を尊重すべし

避妊を要す

る者あるは明白なり。
 衰弱せる婦人が頻々分娩するは、ますますその衰弱を促すものにして、これが爲に死する者決して稀ならず。而して母なき子の不幸は、その死亡数の大なるにても知るべく、匍ひ立ち走る時代は勿論、學校時代、なほ女子にては月華初めて通ずる時、婚嫁せんとする時の保育者並に相談相手として、母の功用は他を以て補ふことを得ず。然るに、これを衰弱ならしめ、または死に至らしむるが如きは、單に一家の不幸のみならず、實に國家の損耗なり。この危害を避けしむる爲に、交接を慎めと訓誡するは、甚

る場合

だ善し。然れども、その効力は餘りに大ならず。夫婦喧嘩を爲しながらも子を作る者あるにあらずや。故にメンシ
 ンガ氏の如きは、訓誡を無効となし、避妊の方法として、(一) 卵巢切除、(二) 喇叭管切除、(三) 子宮口癒著を施すべしと言へり。予は、かゝる慘酷なる方法に依らずとも、他に途ありと思惟す。そは後に述べし。
 この危害のあるべきは、婚姻前にも豫知し得る場合なきにあらず。この場合には、離婚を上策とす。若し少しにても疑あらんには、婚姻前に醫に謀るの勝れるに若かず。

發育不全者が
兒に與ふる害

發育不全にして、交接及び生殖に適せざる男女のあることは、前に述べたり。特に女子の生殖器及びこれに連繋する部、例へば骨盤または乳房の發育不完全なるときは、或は出産の際に或は分娩後に、兒が受くべき損害は極めて大なり。歐洲にて、この二つの夥多なるは、榮養不良、保育不全、衣服狹隘等の爲なるか、授乳を親らせざる習慣の爲なるかは、確言し難けれど、既に胎内にて障害を受けたる者、竝に一家及び人種に固著せるより遺傳せる者も少からず。予は授乳を親らせざる罪が干りて力あることを信ぜんとす。

人工榮養は
母子兩者を
害す

わが邦にては、幸にして、かゝる不良の體質を有する者未だ多からざれども、牛乳及び濃乳(コンデンスド、ミルク)を得ることの容易となりたるが爲に、哺乳兒の人工榮養は次第に流行せんとする徵ありて、殊に上流社會に甚しきが如し。これ、一は小兒の保育を他に任する資力があると、授乳の爲に交際を妨げらるゝことの度を減せんが爲となれども、一は授乳する者は早く老相を呈すとの迷信に基くものの如し。成程、石婦と子ある婦人とを比較するときは、甲者が長く若相を保つは事實なれども、これ妊娠、分娩等の大厄難を蒙らざるが爲にして、授乳の爲に體力

を消耗することの決して大なるにあらず。
 親ら授乳する者が毎年子を生むことは極めて稀にして、
 早くとも二年目毎なり。これに反し、親授せざる者には、
 年子を生む者少からずして、これが爲に、體力を損するこ
 とは決して授乳の比にあらず得るところ少くして損す
 るところ却つて多きなり。況や、母親ら兒に授乳せざると
 きは、兒の死亡數非常に増加するのみならず、兒の生活間
 永久的の障害を與ふるをや。千八百七十八年伯林にて
 死亡したる一歳以下の兒一萬三千百五十三人中、二千
 七百二十一人は母の授乳したる者、五千五百六十二人は

牛乳にて育てし者、二千八百二十人は混合榮養法にて養
 ひし者にして、殘千九百四十人の榮養法は不明なりとい
 ふ。伯林全部の小兒の中幾ばくが母乳にて、幾ばくが牛
 乳にて養はれしか、不明なるにより、死亡數と榮養法との
 關係を數字的に表すこと能はざれども、瑞典、諾威の如き、
 母親ら授乳する習慣ある國の小兒の死亡數の少きを思
 へば、人工榮養の害を察するに難からず。
 工業の隆盛なる土地にありては、自ら執る職業に妨げら
 れて、これを爲し得ざることあり。わが邦にては、かゝる
 弊害はなほ少けれども、早晚これを受くるに至るべきこ

とは、今より覺悟せざるべからず。
メンシシガ氏は二年三箇月、ヘーガル氏は二年半毎に兒
を設くるは、母體に害なしといへり。出産の過多と人工
榮養との害を懇篤に教示するは、醫師の務むべきところ
ならん。

先天不全
の遺傳豫防
法

後天性の不全は、遺傳せざるが故に、これを豫防すること
難からず。先天性のものに至りては、生殖を絶つ他に良
策なし。癲狂、癲癩、重きヒステリー、血性病、狼瘡その他、先天
性の主なる發育不全者は、結婚を禁すべきなり。或は交
又結婚として、健全の者と不全の者とを配偶するときは、一

交又結婚の
效力

結核患者の
結婚を禁ず
るの困難

家一族に遺傳せる不全を滅することを得れども、充分に
目的を達するには、數代の間、不全者と婚するを避けざる
べからず。この注意の周到ならざるときは、往々隔代遺傳
に由りて潛伏せし悪性が、數代を隔てて顯るゝことなき
にあらず。縱令、さることなしとすとも、これと婚する健全
者は迷惑の至なりと謂ふべし。但し、近眼の如き軽度の
不備は、交又を行ふを可しとす。
結核病の成立及びその傳染の經路は、概ね知られたるこ
となれば、これに對する處置も次第に完備すべし。若し
世人が結核者と交接する危険と、これに由りて生るべき

酒精中毒者の婚姻を禁ずべし

兒の受くべき害の大なることを知悉するに至らば、法律に由らずとも、これと結婚する者なきに至らん。縦令法を以てこれを禁ぜんとすとも、現今の如く該患者の多數なる時代にては、これを厲行すること極めて困難なるべく、醫師とても、その全治を保證し、後來再發の憂なきことを豫言することは、爲し能はざることなるべし。これに反して、酒精中毒者の婚姻を禁ずるは容易にして、且つ斷行すべきことなるべし。健全なる者が癩病者と婚することはなかるべけれど、同病者間の結婚は皆無にはあらざるべし。これまた嚴禁すべきなり。傳染性生殖

文明國における花柳病蔓延の状況

器病即ち微毒及び痲病毒を患ふる者には、交接を嚴禁し、犯す者は嚴罰に處するのみならず、これが爲に相手方が害を受けたる場合には、損害を賠償せしめざるべからず。現今の如く損害賠償の盛に行はるゝ世の中にて、他人をして、終生不具とならしめ、甚しければ、早世せしむるが如き罪人を不問に置くは、解すべからざることなり。况や病あるを知りつゝ、この罪を犯す者、稀ならざるにおいてをや。

わが邦における花柳病の状況は、未だ正確に知ることを得ざれど、普國政府は千九百年四月三十日を期し、全國の

醫師に命じて、その一日に治療せる花柳病者の数を調査せしめしに、命に應じて報告せる醫師は全数の五十二%、即ち半数強にして、患者の總數は實に四萬九百二人なりき。キルヒネル氏はこの數を倍加して、普國における花柳病患者を一日平均十萬人、即ち人口千人につき、およそ三人なりと見做すとも、なほ實際よりは少數ならんと推算せり。而して柏林における同日の統計が、人口一萬人に對して、痲病患者八十三人、微毒患者三十六人を得たるに基き、ブラシニコ氏は更にこれを一年に換算して曰く、大都會にありては、二十歳より三十歳に至る青年の中に

て、毎年千人に對する二百人、即ち五分の一は痲病に、二十四人は微毒に罹るべく、また一人の青年は五年毎に一度痲病に罹り、また五年間には十人毎に一人、十年間には五人毎に一人の青年は、微毒に感染すべき比例にして、言換ふれば、三十歳以後に結婚する者は、およそ二度痲病を患ひ、また五人に一人は微毒を患ふる割合なり」と。これに由りて文明國における花柳病蔓延の程度を知るべし。兵士の疾病の中にて、罹病の最も多きは、花柳病にして、平時におけるより、戦時において甚しとす。左に一表を掲げて参考ニ供すべし(緒方氏「戦争と衛生」)。

病 兵士と花柳

國名	年	紀	兵士千人に對する患者數
普國	一八七三	一四	三八・四
同	一八八八	一九	二六・七
同海軍	一八七五		一二・四・七
同	一八八八		一三・〇・九
伊國	一八八八		五二・三
和蘭	同		九六・四
佛國	一八八三		五八・九
イスパニア	一八八六		五五・七
英國	一八七〇	一八二	一三四・五

花柳病は日本の家庭に深く侵入せり

同 合衆國 一八八八 檢徴法を廢したる後なり 二二四・五
 日 本 一八八四 一〇二・九
 同 一八八七 四三・三
 松村氏に據れば、最近六箇年間における各師團の花柳病新患者は二乃至六%なり。また第三師團管内なる名古屋津豊橋静岡の各聯隊區における三十五六兩年間の徴兵壯丁の花柳病は平均一・八%にして、これを全國中、三府三十二縣の娼妓の平均三・〇三%に比すれば甚しき遜色なしといふ加之、これらが合格の後、入營までに帶患とし

て入營する者は更に驚くべき結果にして、第三師團における成績は三十三年入營總員に對し、花柳病帶患者二・三・九%、三十四年二・一・三%、三十五年二・五・一%なり。氏はまた、これら壯丁に毒素を供給する者を調査せしに、明治三十四年静岡聯隊區百九十九人の該患者中、娼妓より受けし者四五・八%、密賣淫に因る者一一・七%、下婢三・四%、工女〇・五六%、農家の婦女三・三・五%、商家の婦女一・二%、妻女及び内縁の妻二・三%なりきといふ。該壯丁の殆ど半數が非賣淫者より感染するに至りては、花柳病が如何に廣く家庭に侵入せしかを想像するに難からず。

伯林大學生
と花柳病

前述の普國の統計に由り、伯林大學の學生の二五%即ち四人毎に一人は、花柳病に罹れることを發見せり。その結果なるか、昨年に至り、同國文部大臣は各大學に左の如き諭達を爲せり。

「生殖器病が健康に危険なると、該病が廣く學生間に蔓延すとの信すべき報告とは、その危険とこれを防禦する方法とを従前爲したるよりも、一層廣く懇切に且つ理解し易き様に諭示し、同時にその道德的方面をも納得せしむるの必要を感じしめたり。醫科の教員と哲學または神學の適當なる代表者とが、全大學の學生に

簡明なる公開講義を授くるは、この目的を果すに最も適したるものならん。予は貴下が本件に關し、最も適切なる方案を提出せられんことを切望す。

その他ブラシニコ氏が疾病金庫の保護期を十三乃至二十六週に限るを非となし、花柳病者はその全治に至るまで保護すべしと唱へ、ノイベルグ氏が花柳病者は届出の義務を負担すべしと唱へ、なほこの病に對しては刑法三百條の職務秘密の條を適用せざることにせんと論じ、サクソン王國が疾病金庫の規則を改めて花柳病者をも保險者に算入せるが如きは、歐洲各國が如何にこの病の

花柳病者の結婚を禁ずべし

防遏に致々たるかを知らしむるものなり。花柳病を患ふる者の婚姻を嚴禁すべきは勿論のことなり。而して痲病は根治するが故に、醫師が治癒を證明したる後は、これを禁ずるの限にあらざれども、微毒はその治期判明ならず、醫師と雖も、恐らくはその無害を保證すること極めて困難ならん。故に一旦これを患ひし者は結婚せざるを可しとす。法律を以て終生その結婚を禁ずべきかは問題なれども、外に顯れたる症候の全滅し、數年を経とも再發の徴なきものにして、必ず後に述ぶる防禦法を實行する者には、これを許すも妨なからん。

法律實施期
までの父母
の心得

救済策

七〇

婚嫁すべき子女の父母は、その婚嫁を許すに先ち、直接に相手方に花柳病の有無及び嘗てこれを患ひしことありや否やを尋問し、若し痲病の治後ならばこれを許し、梅毒を患ひしことあるを聞かば、その治療せると否とに拘らず、これを峻拒すべし。或は直接の尋問を困難とする事情もあらば、生命保険の契約を促し、これに由りて健否を判するを得べしと言ふ者あれども、予は餘りこれに信を置くこと能はず。

古來わが邦にては肺癆及び癩病の有無に就き、結婚前に嚴重に探偵する風習ありしが、交通の便となれると共に、

住所の移動頻繁となりたれば、今やその事極めて難し。前に述べたるが如く、交接及び生殖不適者は、他にも多々あり。到底俗人の判断に及ばざるが故に、關係者は信任せる醫師に身體検査を行はしめ、その保證を得て始めて結婚の約を結ぶ習慣を作れば、臍を噬むの悔なからん。

本論

七一

結論

以上大體の趣旨を述べ畢へたり。これを實行するの困難は、予の覺悟するところなり。人或は言はん、この案を實行するときは、婚姻を禁ぜらるるもの極めて多からん。氣の毒千萬にあらずや」と。實に然り。然れども婚姻の結果、自己を損し、他人を傷つけ、子孫を害し、累を國家に及ぼすことを思へば、これらの迷惑は忍ばざるべからず。

體質改良は

また或は言はん、優勝劣敗は自然の法則なり。自然淘汰は

自然淘汰に
放任すべからず

人類の上にも必ず行はれんと。予と雖も、これを認めざるにあらず。さりながら、それは人類全體の上に見るべきことにして、その一部分にては却つて反對の事實あるを如何せん。未開の世にては疾くに死滅すべき體質の者も、人智發達の恩澤により、長く生存すること少からず。殊に醫術の進歩は個人の壽命を長からしむると同時に、種屬の體質を惡變せしむる徴あり。つらく、衛生法實行の跡を観察するに、事前に害毒のあるべきを認めて、これに備へしことなく、事後害毒のありしを知りて、これを除去し、またはこれを豫防せんと務め

體力増加は
國勢發展の
一大要素なり

體力の増進

しのみ。予の希望もまた除害に止まるなり。
人種競争論者はまた言はん、人口の増殖は勢力發展の一大要素なり。婚姻を制限するは、この旨に反すと。これ國民中に體質不完全の者あるときは、これが爲に完全なる者の勢力をも殺ぐことあるを知らざるの論なり。世間黄金を以て萬事の資本と認むる者少からず。予の見るところに由れば、最大資本は心身の強健なるにあり。國民の體力がその勢力に如何なる關係あるかは、南亞戰爭にてブーレン人の明示せしところなり。

予の案にして行はるときは、單に體力の増進するに止

は經濟上の
利益なり

まらず、經濟上にもまた少からざる利益あり。
明治三十一年における全國の人口及び死亡數は、左表の如し。

人	口	死	亡	人口千ニ付、死亡
男	二三、〇一一	六三四	四五九、六五九	………
女	二三、三九〇	七二五	四三一、六八〇	………
計	四五、四〇二	三五九	八九一、三三九	一九・六

この中、一歳乃至五歳の男女數とその死亡數とは、左表の如し。

年齢	男	女	計	死	男	女	計
一歳	六〇、一四六	五九、二二一	一一九、三六七	死	一三、三三〇	九七、五三四	一一〇、八六四
二歳	五六、五四五	五四九、七〇〇	一一六、二五五		二七、九九三	二五、四九七	五三、四九〇
三歳	五八、〇五三	五二、三三八	一一〇、四三六		一六、三三六	一五、二九九	三一、六四七
四歳	五七、四三三	五〇、一七五	一〇七、六〇七		一〇、二二〇	九、八二三	一九、九三三
五歳	五〇、二六八	四九、五九〇	九七、二八	亡	六、七九四	六、六八一	一三、五七五
計	二、七三、八〇四	二、六八、九五四	五、四二、七五八	計	一、四、五五五	一、四、九三三	二、九、四八八

この表に由れば、一歳の小児の死亡一七四・三%にして、五歳までの者の平均死亡数は六三・〇%なり。本案施行の爲に死亡数の五分の一を減ずるものと假定し、一歳の小児一人一年間の費用を二十圓、産前産後の費用を五圓と見

積るときは、死亡数の減少四二・一六九に二十五圓を乗じたる高即ち百五萬四千二百二十五圓を得る理なり。なほまた、二歳乃至五歳の者一箇年の費用を平均三十圓と見積り、同齡者の死亡数の五分の一なる二三七・二七に三十を乗ずるときは、七十一萬千八百十圓となる。兩者合せて一箇年百七十六萬餘圓を得るなり。右の費用は及ぶ限り廉價に見積り、病氣及び死亡の費用竝に家族の生産力の減少等などは勘定に入れざれども、若しこれをも算入せば、更に大なる利益となるべし。この他、六歳以上の者の死亡の減少する利益をも合算せば、數千萬圓の高と

米國の禁令
は完全なら
ず

なるべし。
米國ミチガン州は癲狂痴呆、微毒及び痲病を患ふる者の結婚を嚴禁し、犯す者は罰金、禁獄または兩者を科するの制を定め、なほ關係者は一方の請求により健康證を提出せざるべからず、醫師もまた證明書の交附を拒むこと能はざることとなせり。たゞ遺憾なるは、酒精中毒者、癲癇及び他の遺傳性不全をこの制限中に加へざりしことと、花柳病者の交接を禁ずる制度を缺くこととなり。

餘論

法
サツク
の
用

終に臨み、なほ一言附加すべきものあり。この事たる多年言はんと欲して、幾度か躊躇したれども、花柳病の傳染を防禦し、生殖不適者に交接を許可する等の效力ありて、獨逸大學が學生に公示し、なほまた昨年の學校衛生會議にて中學卒業者にも知らせんとする議ありし程なれば、今はこれを黙々に附する時期にあらざること覺悟し、斷然こゝに發表せんとす。そは他にあらず。歐洲にてプロテクティブ(保護器)またはルーデサツクと稱する物の用

法なり。こは上等の品は魚類の浮囊を以て製し、普通は薄き護膜を以て製したる囊状の盲管にして、用に臨んで男子の交接器に被らせ、これに由りて病毒の一方より他に傳るを防ぎ、同時に精體の卵子に合することを止むる能力あるものなり。その上等品はわが邦にては未だ見ざれども、普通品は概ね唐物屋、勸工場等に、小箱に入れ、これに衛生囊またはサック等と記して、店頭に出したるが故に、何人もこれを購求し得べく、一個の價は三錢一ダースおよそ三十錢なれども、用後洗淨して紙にて濕氣を拭ひ取り、タルクまたは澱粉を塗抹し、開口端より盲端の方へ環

狀に巻き揚げ置くときは、管壁密着の患なく、數十度反復して用ゐる得るが故に、貧しきものとても、これを求むるを得べく、予が最良品と認むるものなり。たゞ遺憾なるは少し局部の觸覺を鈍くすることなれども、これとても、その用に慣るゝときは妨となるものにあらず。小栗貞雄氏の『社會改良實論』には、類似品として「やまと衣」「さよ衣」を掲げたれど、予は未だこれを見たることなし。その他避妊の效能ありとして「ベツサリ」「貴女の友」等を列記してあり。これらは或る藥品を女子の局部に挿入し、これをして次第に溶解して效力を逞しうせしむる方法なれども、概し

て藥品は屢用るれば、粘膜を刺戟する虞なきにあらず引
 札にはその無害を保證せる由なれども、予は未だ實驗せ
 ざるが故に、これを是非すること能はず。その價もまた貴
 ければ、貧者には適せざるべし。なほ、この外に、子宮サツ
 クのことも記してあり。避妊には適すべけれども、男子
 用のものの如く、病毒傳染を防ぐの效なし。代價竝に賣捌
 所も同書に記載してあり。
 かく、予がサツクの用法を公言するに就いて、或は世人の
 批難を受くべしと思へる點なきにあらざれば、いさゝか
 左に辯解し置かん。

一、かゝる猥褻なる事を公衆に告ぐるは不徳にして、且つ
 國家の體面を汚損すと言ふ者あらん。公衆をして、秘
 密に害毒を悟らしむることを得ば、誰れか好んで這般
 の事を喋々せん。たゞ臭物被覆的處置は予の採らざる
 ところなり。

二、或は言はん。本品は花柳病を防遏する效あると同時に、
 避妊の功あるが故に、人口減少の媒介とならんと。實
 に然り。一般人民がこれを知悉するに至れば、體質は健
 全なりとも、或は子を養ふ力無きが爲に、或はその煩を
 避けんが爲に、これを用ゐるものも出現せん。然れど

も、花柳病を豫防し、生殖不適者に色慾の満足を與へ、兒數剩多を防止し、これを完全に保育することを得しむる功は、その弊害を償うて餘あらん。

三、また言はん、女子の中には、妊娠を懼れて身を謹むものも少からず。然るに、これらの方法によりて、安心して男子に接するを得るに至らば、野合を催進して、風俗忽に頹敗せん」と。この事、絶無にはあらざるべし。然れども、野合の結果を蔽ふべき墮胎及び嬰兒殺の大罪を防ぎ、死亡數の夥多なる私生兒を減ずるの功は、没すべからず。

四、また或は言はん、倫理教育にして完全ならんには、野卑なる愛戀はその跡を絶ち、青年の花柳病に罹る者絶無に至らん。況や、色慾を克制するは、心身に害なきをや」と。色慾抑制が有害なりや否やは、他日更に論ぜんとす。倫理教育の効力がこの方面には薄弱なることは、事實が證明するところなり。

およそ、人間萬事、一利あれば、一害あり。そのいつれが大なるかは、論者の見地に由りて、往々異なるを免れず。予はたゞ世人が公平に判断せんことを希望す。

社會的衛生
體質改良論 終

明治三十七年九月廿九日印刷
明治三十七年十月二日發行

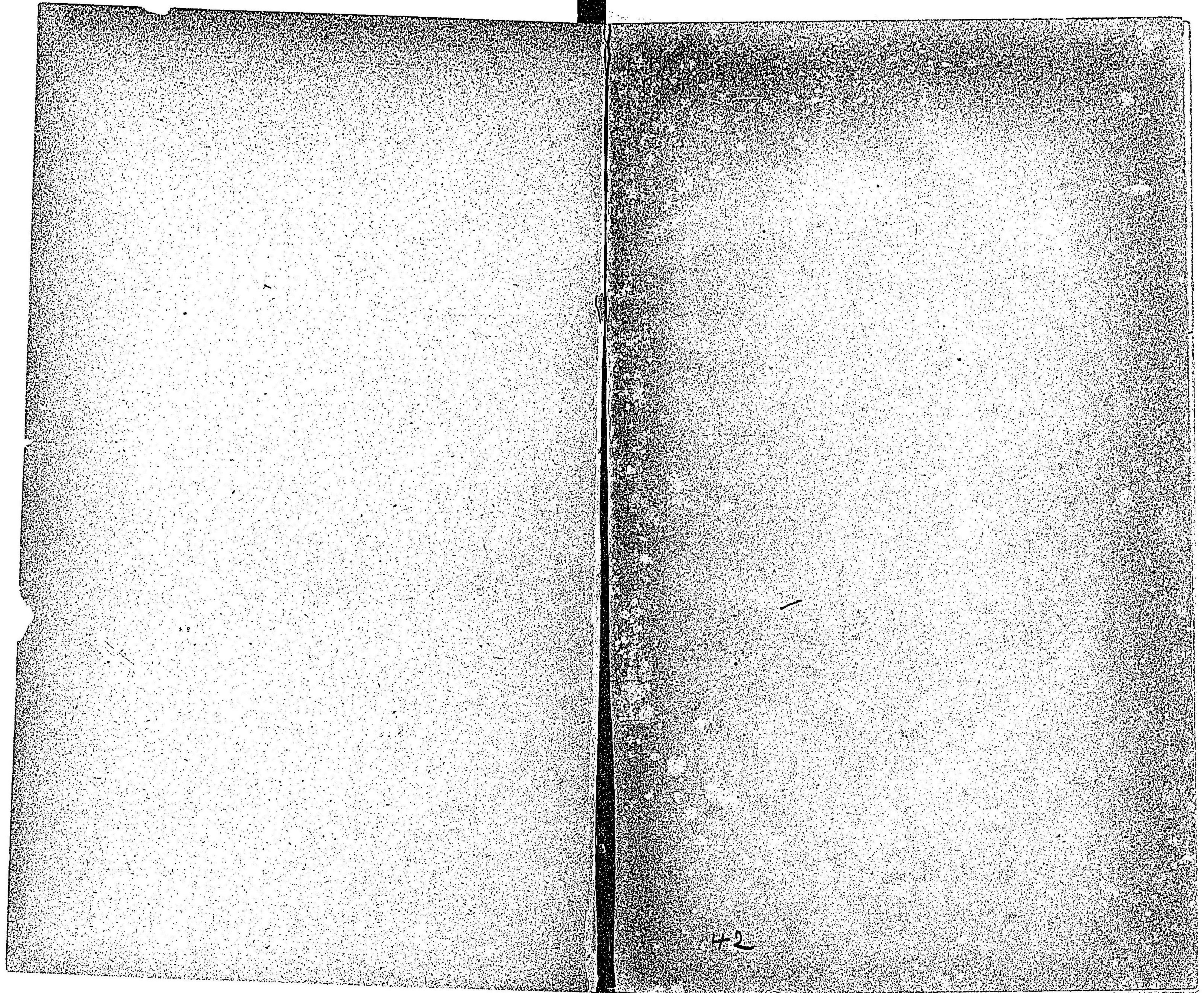
體質改良論
賣價金參拾五錢

著作權所有

著者	大澤謙二
發行者	東京市小石川區小日向水道町七十三番地 西野虎吉
發賣者	大阪市東區北久寶寺町四丁目百六番屋敷 三木佐助
印刷者	東京市京橋區築地三丁目十五番地 野村宗十郎
發行所	東京市小石川區小日向水道町七十三番地 東京開成館
發行所	大阪市中心齋橋筋北久寶寺町角 大阪開成館

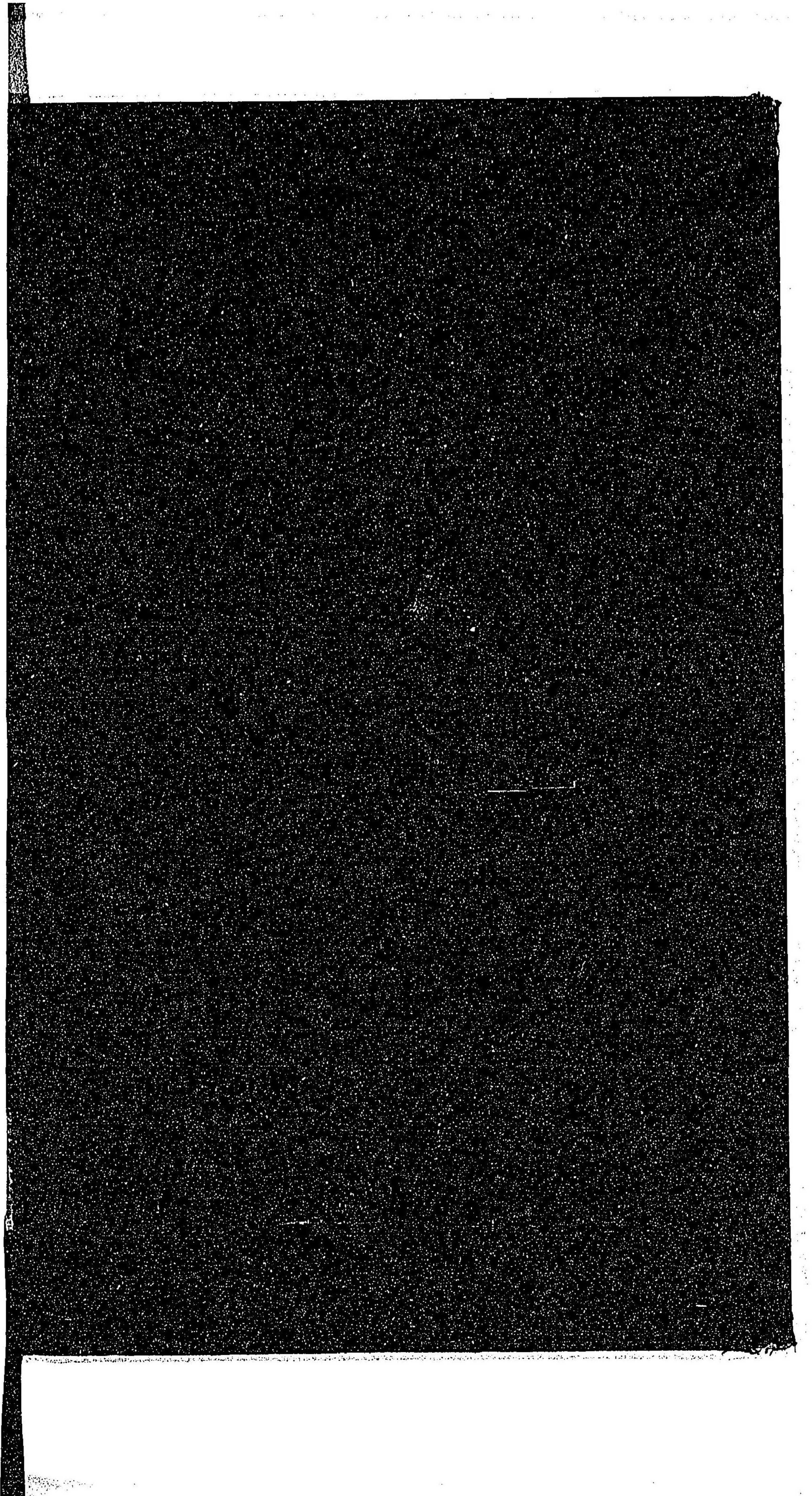
(長距離加入)電話番町三五五番
(長距離加入)電話東局八〇七番

(刷印所造製版活地築京東社會式株)



42

179
1771



79
443

(M)

060627-000-7

79-443

体質改良論

大沢 謙二/著

M37

CBM-0484



79
443

(M)